

## 建築家・中條精一郎が英国留学時において参加した第7回万国建築家大会について 第5討議「建築士に法定免状を與ふる可否」に着目して

### Architect Seiichiro Chujo's participation in the International congress of architects seventh session Focusing on the Subject V. "A STATUTORY QUALIFICATION FOR ARCHITECTS"

○早乙女崇<sup>1</sup>, 吉村凌<sup>2</sup>, 田所辰之助<sup>3</sup>

Takashi Soutome<sup>1</sup>, Ryo Yoshimura<sup>2</sup>, Shinnosuke Tadokoro<sup>3</sup>

Seiichiro Chujo was an architect active from the Meiji period to the early Showa era. At the International congress of architects seventh session in London in 1906, he served as secretary for the 5th discussion panel and participated in international debates concerning the legal qualification system for architects. The discussions ultimately aimed to establish a League of Nations with a legal qualification system, and the necessity of legal qualifications was resolved. Chujo reported these outcomes in Japan and advocated for the elevation of architects' status and the necessity of a registration system for legal qualifications in the founding principles of the Architects Association. His participation in the International congress of architects seventh session can be seen as a factor that helped define the direction of the professional movement in Japan.

#### 1. はじめに

明治から昭和初期にかけて活躍した建築家である中條精一郎は、1903（明治36）年12月から1907年7月にかけて英国へ留学をしている<sup>注1</sup>。そこでは、ケンブリッジ大学への在学（1904年10月入学）や London Society of Architects における名誉会員に推挙されたことが年表等において叙述されているが、留学中の実態の大部分は判明していない<sup>注2</sup>。一方で、1906年7月にロンドンで開催された第7回万国建築家大会への参加は、『建築雑誌』を通して報告がなされている。中條は、同大会において第5討議書記を務めており<sup>注3</sup>、内容は「建築士に法定免状を与ふる可否」<sup>注4</sup>であった。

中條は、1911年に「注文者と建築技師と請負業者」<sup>注5</sup>と題した講演を建築学会上で行っており、また1914年に創立された日本建築士会の中心メンバーであった。当時において、建築家の職能に対する見識が高く、この運動の中心人物として知られている。万国建築家大会への参加の実態を検証することは、留学中の動向の把握に加えて、日本において展開された職能運動の起源について明らかになるものであると考えられる。

よって、本稿では中條が参加した第7回万国建築家大会について検証し、特に中條が直接関わった第5討議の検討内容について検証し、我が国における建築家の職能運動との関係の考察を目的とする。

#### 2. 第7回万国建築家大会（原文：International Congress of Architects, Seventh Session）について 同大会に関する既往研究は、管見の限りで発見され

ていないが、その起源はシカゴ万国博覧会（1893年開催）に併せて開催された「萬國建築會議」<sup>注6</sup>（原文ママ）である。日本からは曾禰達蔵が参加し、「而して其建築會議の目的とする所は各国の有名な建築者を一堂に集めて友誼を結び各国建築の異同成績を比較し相互建築の利益を図るに在り」と開催の目的が説明されている<sup>注7</sup>。実際に行われた活動も、建築に関するさまざまな議題に対して、各国を代表して参加した建築家が意見を述べ、決議をだすというものであった。

中條が参加した第7回は、1906年7月16日から21日までの間を会期としてロンドンで行われた。日本建築学会から囑託されて参加したが、仏国や米国等からは政府によって代表者が派遣され参加していた。また、第7回大会の討議内容は、以下のようになっている<sup>注8</sup>。

1. 有給官吏によって行われる政府及び都市における重要な建築物の実施
2. 建築意匠特許権及図面の所有権
3. 鉄筋コンクリート構造法（イ）同構造概論（ロ）特別に高き建築物における特に美観及び衛生に関する注意
4. 建築に対する公衆の教育
5. 建築士に法定免状を与ふる可否
6. 建築士は如何なる程度まで技工の学理的及び實際的訓練を受けるべきか
7. 都市における道路及び空地の計画及び配置
8. 建築士は建築物の完成に就いて如何なる程度まで及び如何なる意味において他の技術家若しくは技工を支配すべきか
9. 記念建造物の保存に関する政府の責任
10. 公設万国建築競争図案募集の組織

#### 3. 第5討議の検討内容について

第5討議には、カナダから J・S・アーチボルト、フランスから L・ボニエと G・トレラ、オーストリアか

1：日大理工・院（後）・建築、2：日大短大・教員・建築、3：日大理工・教員・建築

ら O・ワーグナー、アイルランドから R・ウォーカー等の合計7名が発表を行った<sup>注9)</sup>。

各発表者による討議内容は、建築家の法的資格の有無を問うものであった。各発表者からは、自国における建築家という職業の意味や現況の地位、資格に関することが述べられ、ディスカッションによって決議として「本会は各国民公共の安寧と建築業務の利益とに向けて凡て建築に従事する者は公認免状を有すべきことを望む」<sup>注10)</sup> (原文ママ) ことが決定された。

決議に至るまでのディスカッションにおいて、議論の中心となったことは、法的資格とその認定に伴う建築家の社会的な地位の向上による影響や試験制度の方法についてであった。特に、アーチボルトが主張した、建築の技術的な水準を向上させるために、一般の人々へ建築に対する意識を資格の有無によって識別する機会を与える必要があると述べた声明は、各国の参加者から支持をされていた。また、この主張は「*qui n'a pas de frontières*」<sup>注11)</sup> (筆者邦訳:「国境がない」) と説明され、建築家の法的資格の認定が世界各国で取り組まれることの必要性が述べられていた。このような視座の提示は、この大会における議論だけでなく、建築家の法的資格を持った国家による国際的な連盟を結成し、継続的に議論され続けていく必要があるとした意見が参加者から挙がることへとつながり、これについても多くの賛同を得ることになった。一方で、建築家という職業における各国共通の認識を資格によって規定することが困難である点、資格の制定が世界中の建築の利益にとって望ましいこととする主張に疑念点があるとした反対意見もだされた。投票の結果、第7回大会においては上述した決議が示されたが、建築家の職能と資格の関係についての議論は、次回以降の大会において持ち越される運びとなった。

第5討議中において、中條の発言を確認することはできない。しかしながら、同日の夜に行われた送別会上において、大会に参加できたことへの感謝と日本の建築の固有性を述べ、また“*They would watch the growth of architecture in their country, and would strive to influence it in the proper direction.*”<sup>注12)</sup> (筆者邦訳:「我々は自国における建築の発展を見守り、適切な方向へ導くよう努める所存である。」) として自国の建築界において、その発展に尽力することを述べていた。

なお、中條によって邦訳された『建築雑誌』上での報告では、7名のうち5名の発表者による論説が掲載され、その内容も大幅に省略されている。上記に示したディスカッションの全文も掲載されなかった。

#### 4. まとめ

本稿では第7回万国建築家大会に着目した結果として、以下のことが明らかになった。

中條は、同大会に建築学科から囑託されて参加し、第5討議において書記を務めていた。第5討議では、建築家における法的資格の有無について議論された。ディスカッションの結果、法的資格を各国において制定し、また将来的に法的資格に関する国際的な連盟を組織することが全体一致の認識の下で決議が出された。

建築士会の創立趣旨(1913)では、建築士の社会的地位向上と登録法の必要性が述べられ、以降同会の悲願となる<sup>注13)</sup>。同大会への参加は、我が国における職能運動の方向性を定めた要因の一端と読み取れる。

#### 5. 注釈

注1) この留学は、中條の出生地である山形県の旧藩主上杉憲章の渡欧に際して、伴侶として抜擢されたために実現した。

注2) 近年、日本建築学会により、中條が渡欧に際して母・中條運子と祖母・中條俊子へ宛てた絵葉書のアーカイブが公開された。中條の留学中における実態を把握することのできる資料であるとみられる。

注3) “*International congress of architects. Seventh session, held in London, 16-21 July, 1906, under the auspices of the Royal institute of British architects*”, London, The Royal institute of British architects, 1908. なお、中條は同書の討議に関する内容を邦訳し『建築雑誌』上で13題にわたって報告を行っている。しかし、全10討議のうち、報告がされているのは第8討議までであった。

注4) 中條精一郎「第七回萬國建築家大會概況(一)」『建築雑誌』第258号、日本建築学会、1908、pp.254-260。

注5) 中條精一郎「註文者と建築技師と請負業者」『建築雑誌』第292号、日本建築学会、1911、pp.84-92。

注6) 曾根達蔵「萬國建築會議實況報告附米國建築見分談」『建築雑誌』第89号、日本建築学会、1894、pp.144-159。

注7) 前掲注6) p.146より。

注8) 前掲注5) p.256より。

注9) 前掲注3) p.316-340より。

注10) 前掲注4)、p.254より。

注11) 前掲注3) p.336より。

注12) 前掲注3) p.72より。

注13) 中條精一郎「所感」『日本建築士』臨時増刊号、日本建築士会、1931年2月、pp.29-30。